

目次

「電気需給契約」重要事項説明書.....	2
ベースプラン料金表.....	7
スタイルプラン S 要綱.....	12
スタイルプラン P 要綱.....	14
スタイルプラン d、d-B 要綱.....	17
スタイルプラン E-ZERO、E-ZEROB、E-ZERO 動力 要綱.....	19
スタイルプラン E-SHARE 要綱.....	22
ウィズ radiko プラン 要綱.....	23
ウィズ ABEMA プラン 要綱.....	25
JO1 でんき 要綱.....	27
節電オプション実施要項.....	32
ベースプラン(北海道・東北・中部・北陸・中国・四国・九州)料金表.....	35

- 小売電気事業者 大阪ガス株式会社(小売電気事業者登録番号 A0048)
- 事業者住所 大阪府中央区平野町四丁目 1 番 2 号
- お問い合わせ先 大阪ガスグッドライフコール 0 1 2 0 - 0 0 0 - 5 5 5(全日 9 時～19 時)
※非常時等にはやむを得ず受付時間を変更する場合があります。

「電気需給契約」重要事項説明書

1. 個人情報の取り扱いについて

- 契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報は、当社のプライバシーポリシーに従い取扱うとともに、手続きに必要な範囲で、小売電気事業者、送配電事業者または配電事業者（以下、「送配電事業者等」といいます。）、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関との間で共同利用いたします。

2. 契約のお申込みについて

- 当社と電気需給契約を締結することを希望される場合は、当社または当社の指定店に直接お申込みいただくほか、電話、インターネット等によりお申込みいただけます。
- 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況、料金のお支払い状況（すでに消滅しているものを含む当社との他の契約の料金について支払期日を経過してもお支払いがない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合および当社が適当でないと判断した場合には、お申込みを承諾できないことがあります。
- お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を他の小売電気事業者から当社に変更される場合には、現在ご契約中の小売電気事業者への解約連絡は当社が代行して行います。

3. 契約内容について

- 契約内容の詳細は当社の電気供給約款によるものといたします。
- 当社は電気事業法において定められている契約締結前及び契約締結後の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、「電気需給契約」重要事項説明書及び電気供給約款を当社ホームページに掲載する方法によりこれを提供します。
- 当社は、電気供給約款を変更することがあります。この場合には、原則として、電気料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の電気供給約款によります。お客さまは、変更後の電気供給約款に異議がある場合、解約することができます。
- 当社は、電気供給約款又は需給契約の内容を変更した場合、変更後の電気供給約款を当社のホームページに掲載する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- 電気供給約款又は需給契約の内容を変更する場合において、次に定める場合を除き、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものといたします。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといたします。
- 電気供給約款又は需給契約の内容について、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合において、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものといたします。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、これを行わないものといたします。

4. 供給開始時期について

- 電気需給契約の締結後、現在ご契約中の小売電気事業者との解約や送配電事業者等との託送供給契約の締結等、当社による必要な手続きが完了した時点で、供給開始予定日を改めてお知らせいたします。他社から切り替えられる場合の供給開始予定日は、スマートメーターが既に設置されて

いる場合はお申込みから 2～3 週間後、スマートメーターが現在設置されていない場合はお申込みから 2 週間～1 か月半後となります。

ただし、手続きの都合により、供給開始予定日のご案内が供給開始後となる場合や、お知らせした供給開始予定日が、変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

- 現在スマートメーターが設置されていない場合は、送配電事業者等がスマートメーターを設置いたします。
- 供給開始予定日より前にお申込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の 2 営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要があります。

5. 料金メニュー・オプション割引の適用条件について

- 料金メニューおよびオプション割引は、お客さまからのお申込みに基づき適用条件を満たす場合に適用いたします。
- お申込みの際、当社は対象機器の所有状況等を確認させていただきます。当社が必要とする場合は対象機器の実際の所有状況等の確認にご協力いただくことについて承諾させていただきます。
- 対象機器の撤去や当社と締結するガスの使用契約の解約等で料金メニューまたはオプション割引の適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を当社へ連絡していただきます。この場合、料金メニューまたはオプション割引の適用は当社が通知を受けた直後の検針日の前日までといたします。
- 料金メニューまたはオプション割引の適用条件を満たさないで電気をご使用の場合、電気供給約款に基づき本来お支払いいただくべきであった金額とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

6. 料金について

- 電気料金には毎月、燃料費調整額を加減いたします。また、電気料金の一部として、電気をご使用のお客さまに電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。

電気料			=					
本体料				燃料費等調整額^{※2,3}		再生可能エネルギー発電促進賦課金^{※2}		
最低料金 または 基本料金	+	電力量 料金単価 × ひと月のご使用量	-	オプション 割引 ^{※1}	±	燃料費調整単価 × ひと月のご使用量	+	再生可能エネルギー 発電促進賦課金単価 × ひと月のご使用量

※1 オプション割引のある料金メニューの場合。

※2 最低料金分については最低料金に適用される燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を申し受けます。

※3 適用エリアでは離島ユニバーサルサービス調整額も加減いたします。

- 燃料費が高い場合およびお客さまの電気の使用状況によっては、これまでの料金と比べ高くなる場合があります。
- 料金シミュレーション結果は、お客さまの電気使用実績に基づく推定値となります。ご使用状況や気候の変化等による電気ご使用量の変動、燃料費等調整額等の事由により、料金シミュレーション結果と実際の電気料金は異なります。

7. 料金算定の方法とお支払いについて

- 検針および使用量の算定は、送配電事業者等が託送供給等約款等に基づき行います。その結果を当社が受け取り電気供給約款の定めに基づき電気料金を算定いたします。
- 料金算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の

供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

- 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合で、料金算定期間が 29 日以下または 36 日以上となった場合や、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間が 24 日以下または 36 日以上となった場合には、当該料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。その場合には、所定の計算式に基づき、基本料金または最低料金は使用日数に応じて日割計算をし、段階制の電力量料金についてはそれぞれの段階の範囲を日割計算によって区分し、算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が 36 日以上となった場合を除きます。
- 電気のご使用量および電気料金は、当社の会員専用サイト「マイ大阪ガス」にてお知らせいたします。当社の電気をご契約されている方は、マイ大阪ガスにご加入いただけます。マイ大阪ガスのご利用に際しては「マイ大阪ガスご利用規約」をご確認ください。
- 当社のガスをご契約のお客さまは、電気料金を翌月のガス料金と合わせて、ガス料金を支払われる場合と同じ方法にてお支払いいただけます。この場合、電気料金は翌月のガス検針時にお渡しする「ご使用量のお知らせ」でもお知らせいたします。ただし、電気検針日とガス検針日の日程等によっては、「ご使用量のお知らせ」にてお知らせできない場合や、翌月のガス料金と合わせてご請求できない場合がございます。また、お客さまのご契約内容によっては、「ご使用量のお知らせ」にてお知らせできない場合があります。

当社のガスをご契約でないお客さまは、マイ大阪ガスにて料金をお知らせした後に請求いたします。

- 電気料金は当社の電気供給約款に定める方法（口座振替、クレジットカード払いまたは当社が指定する方法）で、支払期日までに毎月お支払いいただけます。支払期日は、電気供給約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。
- 支払期日を経過してもなお料金のお支払いがない場合は、電気供給約款の定めに基づき延滞利息を申し受けます。
- 支払期日を経過してもなお料金（当社とその他の契約の料金を含みます。）、延滞利息または電気供給約款に基づき生じたその他の債務についてお支払いがない場合等当社が電気供給約款で定める一定の事由に該当するときは、当社は 15 日前を目安に通知のうえ契約を解約することがあります。電気の解約に先立ち、請求書をお送りするときは、当社は、そのお客さまに対し、請求書の発行・送付にかかる事務手数料として 330 円（税込）を申し受けます。

8. 燃料費調整について

- 原油や LNG、石炭価格の変動を燃料費調整によって毎月の電気料金に反映いたします。
- 各月に適用する燃料費調整単価は、3 ヶ月間の財務省貿易統計価格に基づき算定し、2 ヶ月後の電気料金に反映いたします。

【料金への反映タイミングについて(例)】

1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
1～3 月の貿易統計価格					6 月分 電気料金	
	2～4 月の貿易統計価格					7 月分 電気料金

- 燃料費調整額の算定に用いる燃料費調整単価は、基準燃料価格（27,100 円/kl）と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額に基づき、次のとおり算定いたします。

	平均燃料価格	燃料費調整	燃料費調整の算定方法
基準燃料価格 27,100 円/kl	27,100 円/kl を上回る場合	プラス 調整	燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 27,100 円/kl) × 基準単価 / 1,000
	27,100 円/kl 以下の場合	マイナス 調整	燃料費調整単価 = (27,100 円/kl - 平均燃料価格) × 基準単価 / 1,000

- 平均燃料価格は財務省貿易統計をもとに次のとおり算定いたします。
平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ (100 円未満四捨五入)
A : 平均燃料価格算定期間における 1kl あたりの平均原油価格 $\alpha : 0.0140$
B : 平均燃料価格算定期間における 1t あたりの平均 LNG 価格 $\beta : 0.3483$
C : 平均燃料価格算定期間における 1t あたりの平均石炭価格 $\gamma : 0.7227$
- 基準単価は下記の通りとなります。

区分		基準単価
最低料金が適用されるメニュー	最初の 15kWh まで	2.475 円
	15kWh をこえる 1kWh につき	0.165 円
上記以外のメニュー	1kWh につき	0.165 円

- 各月に適用する燃料費調整単価は適用の 2 カ月前の月末に当社ホームページにてお知らせいたします。最新の燃料費調整単価や平均燃料価格の推移については、当社ホームページにてご確認ください。



9. 契約期間、契約の変更および解約について

- 契約期間はご契約された料金メニュー・オプション割引に別段の定めがある場合を除き、需給契約が成立した日から、需給開始日以降 1 年目の日までといたします。
- お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を当社から他の小売電気事業者に変更される場合には、新たな小売電気事業者に対し契約のお申込みをしていただきます（当社への解約のお申し出は不要です）。
- 契約の変更や解約を希望される場合は、大阪ガスグッドライフコールへお申し付けください。転宅等により解約される場合は、解約を希望される日の前日の 15 時までに当社へお申し出いただく必要があります。
- 契約期間満了に先だって需給契約の解約または変更がない場合は、契約期間満了後も同一条件、同一期間で自動更新いたします。更新後の契約期間等は、書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。
- 解約金の定めのある契約については、当社指定期間外での契約変更または解約に対し、解約金を申し受けます。上記期間の到来は、書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。
- クーリング・オフにより契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときには、電気の供給が停止いたしますので、他の小売電気事業者へお申込みいただく、または送配電事業者等による最終保障供給をお申込みいただく必要があります。
- お客さまが、当社に通知をされずに需要場所から移転され電気を使用されていないことが明らかな場合や、お客さまの責めとなる理由により保安上の危険を生じた場合等には、当社は需給契約を解約することがあります。

10. 契約の更新について(解約金の定めのある料金種別の場合)

- 契約期間満了の1か月前を目処に、契約満了となる旨を通知いたします。
- 契約の変更や解約を希望される場合は、当社の指定する期日までにお問い合わせ先までお電話にてお申し出ください。
- 他社に切り替えられる場合は、新たな小売電気事業者に対しお申込みください。(当社へのご連絡は不要です。) 契約満了日の1か月後までに、新しい契約先への切り替えが完了すれば、解約金は発生いたしません。
※当社が指定する期日までに解約や変更のお申し出がない場合や、契約満了日までに他社への切り替え手続きが完了しない場合、契約満了日をもって従前と同一の内容で契約を更新いたします。

11. その他

- 託送供給等約款等の定めに従い、供給電気方式および供給電圧は、電灯契約の場合は交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルト、動力契約の場合は交流3相3線式標準電圧200ボルトとなり、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツとなります。
- 契約容量、契約電力は、需要場所における小売事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合は、原則として当該小売電気事業者との需給契約終了時点の値とするほか、電気供給約款の定めに従い定めることといたします。
- お客さまが新たに電気を使用される場合等で、新たに配電設備や供給設備等を施設するときや、新たな電気の使用等にもなわなないでお客さまの希望によって供給設備を変更する場合は、託送供給等約款等に従い当社が送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。
- 送配電事業者等の指示や災害の発生等により電気の供給を中止または制限する場合があります。 これら、当社の責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合、当社は損害賠償責任を負わないものといたします。
- ご自宅で人工呼吸器等の医療機器をご使用されている場合等で停電等により損害を受けるおそれがある場合は、代替電源のご準備等必要な措置をお客さまにて講じていただきますようお願いいたします。
- 当社または送配電事業者等が必要と判断した場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの使用場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。また、電気供給に必要な設備の施設や電力品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款等におけるお客さまが遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 現在ご契約中の小売電気事業者との契約を解約することで、解約金の発生やポイントの失効等、お客さまの不利益となる事項が発生する可能性があります。また、分散型発電システム等の系統連系申請中に小売電気事業者を変更した場合、系統連系の再申請が必要となる可能性があります。

ベースプラン料金表

ベースプラン A(関西電力従量電灯 A 相当)料金表

最低料金 (最初の 15kWh まで)		単位	料金単価 (税込)
		1 契約	466.57 円
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	20.21 円
	120kWh をこえ 350kWh まで		25.20 円
	350kWh をこえる分		28.01 円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ベースプラン A-G(関西電力従量電灯 A 相当)料金表

最低料金 (最初の 15kWh まで)		単位	料金単価 (税込)
		1 契約	466.57 円
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	20.21 円
	120kWh をこえ 350kWh まで		24.80 円
	350kWh をこえる分		27.72 円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

家庭用ガス発電プラン(関西電力従量電灯 A 相当)料金表

最低料金 (最初の 15kWh まで)		単位	料金単価 (税込)
		1 契約	466.57 円
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	20.21 円
	120kWh をこえ 350kWh まで		24.80 円
	350kWh をこえる分		27.72 円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

新生活応援プラン (関西電力従量電灯 A 相当)料金表

基本料金		単位	料金単価 (税込)
		1 契約	200.00 円
電力量料金	最初の 20kWh まで	1kWh	0.00 円
	20kWh をこえ 350kWh まで		26.75 円
	350kWh をこえる分		27.72 円

オプション割引	新生活セット割	基本料金を0円とする。
---------	---------	-------------

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

【オプション割引について】

新生活セット割引は、次のいずれかに該当する場合に、お客さまのお申込みにもとづき適用いたします。

- ① 同一の需要場所において、同一の名義により、当社または当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結しその供給が開始していること。
- ② 一般ガス導管事業者が定める託送供給約款別表第 1 の供給区域外における需要で、同一の需要

場所において、当社が製造した家庭用高効率給湯器、家庭用ガスふろ給湯器、家庭用ガス温水床暖房システムまたは家庭用空調機器を設置していること。

ファミリー応援プラン (関西電力従量電灯 A 相当)料金表

基本料金		単位	料金単価 (税込)
		1 契約	411.57 円
電力量料金	最初の 300kWh まで	1kWh	21.90 円
	300kWh をこえ 350kWh まで		22.90 円
	350kWh をこえる分		27.69 円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ベースプラン B (関西電力従量電灯 B 相当)料金表

基本料金		単位	料金単価 (税込)
		1kVA	437.88 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	17.78 円
	120kWh をこえ 350kWh まで		21.01 円
	350kWh をこえる分		23.34 円

オプション割引	長期2年	2%引き
	動力セット	3%引き

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	あり (8,800円※)

※ただし、オプション割引をご契約の場合に限ります。

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。なお当該料金メニューの契約容量は、他社から切り替えられる場合、原則として、従前のご契約の終了時点の契約容量の値といたします。

【オプション割引・解約金について】

長期2年割引、動力セット割引：契約期間を割引が適用される日から2年目の日までとし、契約期間途中で、需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止、当社による解約、または割引の適用の除外が発生し、その契約期間が満了する予定であった日までの間に需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止もしくは解約があった場合に、原則として、解約金8,800円を申し受けます。また、動力セット割引については、契約期間途中で、動力用プランの廃止または解約があり、割引の適用条件を満たさなくなった場合、その直後の検針日以降は長期2年割引を適用するものといたします。長期2年割引と動力セット割引は重複して適用することはできません。

電気を全く使用しなかった月は、基本料金に45%の割合を乗じて算定した金額といたします。

ベースプランB-G (関西電力従量電灯B相当)料金表

基本料金		単位	料金単価 (税込)
		1kVA	431.36 円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	17.09 円
	120kWhをこえ350kWhまで		20.88 円
	350kWhをこえる分		23.13 円

オプション割引	長期2年	2%引き
	動力セット	3%引き

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	あり (8,800円※)

※ただし、オプション割引をご契約の場合に限ります。

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が50キロボルトアンペア未満であること。
- ③ 次のいずれかに該当すること。
 - a：同一の需要場所において、同一の名義により、当社または当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結しその供給が開始していること。
 - b：一般ガス導管事業者が定める託送供給約款別表第1の供給区域外における需要で、同一の需要場所において、当社が製造した家庭用高効率給湯器、家庭用ガスふろ給湯器、家庭用ガス温水床暖房システムまたは家庭用空調機器を設置していること。
 - c：同一の需要場所において、当社が製造した家庭用コージェネレーションシステムを設置していること、または、他社が製造した家庭用コージェネレーションシステムを設置しており、かつ、同一の名義により、当社もしくは当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結しその供給が開始していることもしくは当該家庭用コージェネレーションシステムの保守契約を締結していること。なお当該料金メニューの契約容量は、他社から切り替えられる場合、原則として、従前のご契約の終了時点の契約容量の値といたします。
 - d：集合住宅における需要で、当該集合住宅において当社が指定する熱供給事業による熱が供給されていること。
 - e：集合住宅の共用部分における需要で、当該需要場所において当社または当社が指定する事業者

との間でガスの使用契約を締結しておらず、当該集合住宅の入居者のいずれかが当社または当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結しその供給が開始していること。

【オプション割引・解約金について】

長期 2 年割引、動力セット割引：契約期間を割引が適用される日から 2 年目の日までとし、契約期間途中で、需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止、当社による解約、または割引の適用の除外が発生し、その契約期間が満了する予定であった日までの間に需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止もしくは解約があった場合に、原則として、解約金 8,800 円を申し受けます。また、動力セット割引については、契約期間途中で、動力用プランの廃止または解約があり、割引の適用条件を満たさなくなった場合、その直後の検針日以降は長期 2 年割引を適用するものといたします。長期 2 年割引と動力セット割引は重複して適用することはできません。

電気を全く使用しなかった月は、基本料金に 45%の割合を乗じて算定した金額といたします。

動力用プラン (関西電力低圧電力相当)料金表

基本料金		単位	料金単価 (税込)
		1kW	1,076.07 円
電力量料金	夏季料金	1kWh	14.34 円
	その他季料金		12.85 円

夏季：7 月～9 月のご使用分に適用

その他季：1 月～6 月および 10 月～12 月のご使用分に適用

動力用プラン単体でのお申込みはできません。

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所においてあわせて契約する従量電灯の最大需要容量または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること
- ③ 同一の需要場所において、同一の名義により、当社の従量電灯とあわせて契約すること。なお当該料金メニューの契約電力は、他社から切り替えられる場合、原則として、従前のご契約の終了時点の契約電力の値といたします。

電気を全く使用しなかった月の基本料金は半額といたします。

スタイルプラン S 要綱

1. 料金の特徴

- スタイルプラン S は、「住ミカタ・保証パック」が付帯したプランです。住ミカタ・保証パックの料金（990円（税込）相当）は、お支払いいただく電気料金に含まれます。

2. 住ミカタ・保証パックの提供条件

- 住ミカタ・保証パックの提供を受けるには、同一の需要場所（お客さまが所有する※1専用住宅※2における需要に限ります。）において、同一の名義により、当社とガスの使用契約を締結しその供給が開始している必要があります。
- スタイルプラン S をご契約中で、上記条件を満たしている期間につき、住ミカタ・保証パックを提供します。スタイルプラン S のご契約中に上記条件を満たさなくなった場合、当該事由発生日以降、住ミカタ・保証パックの提供は停止されますが、スタイルプラン S の契約は継続します。
- また、不払いその他の事由により、スタイルプラン S が解約となった場合は、当該事象発生日以降、住ミカタ・保証パックの提供は停止されます。
 - ※1：修理費用は物件の所有者が支払うことが一般的であるため、賃貸住宅にお住まいの場合、サービスの提供はできません。
 - ※2：居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。

3. 住ミカタ・保証パックの提供開始日

- 住ミカタ・保証パックの提供は、需給開始予定日に応じて、原則として以下に定める日より開始するものとします。なお、以下に定める提供開始日から住ミカタ・保証パックの提供を開始できない場合は、別途当社が定める日から提供を開始します。
- 住ミカタ・保証パックの提供開始日は、当社が適当と判断する方法により通知します。

需給開始予定日	住ミカタ・保証パックの提供開始日
1日～15日	当月の25日
16日～末日	翌月の10日

4. 住ミカタ・保証パックの内容に関する注意事項

<機器保証サービス>

- ご依頼はグッドライフコール 0120-000-555 へお電話いただくものとします。
- 明らかにサービス対象外の事象への対応を求められた場合、契約・解約の繰り返しがある場合その他当社または大阪ガスサービスチェーンが適当でないと判断した場合、サービスの提供をお断りすることがあります。
- 大阪ガスブランドの機器だけでなく、他のメーカーブランドの機器も保証の対象となります。（一部対象外となるメーカーがあります。）
- 対象となる機器ごとの保証期間は以下の通りとし、その間の技術料および部品代は無償といたします。（メーカー保証期間を含みます。）

対象機器	期間（最大）
ガス給湯器および 温水暖房端末	購入年月日から10年 （ベターリビング認定品以外の場合は7年）
ガスビルトインコンロ	購入年月日から8年

ガス据置コンロ	購入年月日から6年
<ul style="list-style-type: none"> ● 購入年月日（メーカー保証開始日）がご不明な場合、または大阪ガス以外のメーカーの製品をご使用の場合、保証期間の起算日は製造年月といたします。購入年月日、製造年月ともにご不明な場合、サービスの提供はできません。 ● ガス給湯器と温水暖房端末のメーカーが異なる場合、保証対象外となる場合があります。 ● 故障の内容によっては、保証期間内であっても有償対応となる場合があります。 	

5. 当社によるプラン変更・廃止について

<ul style="list-style-type: none"> ● <u>当社は、住ミカタ・保証パックの料金に変更となった場合に、次の手順に従いスタイルプランSの電気料金その他を変更することがあります。</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>当社は、事前に変更内容およびその適用開始日を書面、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。</u> (2) <u>お客さまは、変更内容を承諾しない場合は、通知に記載の期間内までに、当社に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。需給契約の廃止により解約金が生じる場合、当社はこれをいたしません。</u> (3) <u>お客さまより廃止の通知がない場合は、お客さまは変更内容を承諾したものとみなし、適用開始日より適用いたします。</u>

料金表

最低料金（最初の15kWhまで）		単位	料金単価（税込）
		1 契約	1,349.82 円
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	20.51 円
	120kWh をこえ 300kWh まで		20.83 円
	300kWh をこえる分		28.59 円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

スタイルプラン P 要綱

1. 料金の特徴

- スタイルプラン P は、ご契約いただくことで、当社がお送りする Amazon ギフトカードのギフトカード番号（以下、「ギフトカード番号」といいます。）により、アマゾンジャパン合同会社が提供する「Amazon プライム（5,900 円（税込）相当、2024 年 1 月 31 日現在）」がご利用可能になるプランです。

2. ギフトカード番号について

- 当社は、スタイルプラン P を契約のお客さまに対して、スタイルプラン P の新規契約時（当社の他の契約種別からの変更時を含みます。）および契約更新時に、5,900 円分（2024 年 1 月 31 日時点の Amazon プライム年会費相当）のギフトカード番号を通知します。
- 通知ハガキに記載の所定の方法にて、Amazon の WEB サイト上に、お客さまご自身でギフトカード番号を入力していただくことにより、Amazon プライムを 1 年間ご利用いただくことができます。なお、Amazon プライム年会費が変更となった場合等には、契約更新や Amazon ギフトカードの発送時期によっては、お客さまにて、別途金額負担いただく必要が生じることがあります。
- ギフトカード番号を受け取られましたら、速やかに入力してください。
- お客さまによる登録遅れや、郵便の遅配等、当社の責によらない事由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。
- お申込みまたは契約更新から、ギフトカード番号の通知まで、最長で 2 か月程度を要します。あらかじめご了承ください。ギフトカード番号登録前に Amazon プライムをご契約される場合、またはギフトカード番号登録前に Amazon プライムの契約を更新される場合、ギフトカード番号を登録するまでの期間の Amazon プライム会費は、お客さまのご負担となります。ご注意ください。（さかのぼってギフトカード番号を適用することはできません。）
- Amazon ギフトカード番号をプライム会費に適用したい場合は、ギフトカード番号をアカウントへご登録の上、プライム会費の支払方法設定画面で「ギフトカード残高を適用」のチェックをいれていただくことで、次回 Amazon プライム会員の更新時の支払いにお客さまの Amazon ギフトカード残高が優先的に使用されます。（ただし、更新時点で Amazon ギフトカード残高がプライム会費に不足する場合は、差額がお客さまが登録されている支払手段（クレジットカード等）に対して請求されます。
- Amazon ギフトカードを Amazon プライム年会費の支払いに適用させる場合、Amazon プライム更新日にギフトカード残高から支払われるものであり、ギフトカード交換日ではありませんのでご注意ください。
- ギフトカード番号の通知後は、事情に関わらず、新たなギフトカード番号の発行及び返却はできません。あらかじめご了承ください。
- ギフトカード番号を当社のガス・電気料金等へ充当することはできません。
- Amazon プライムのサービス内容については、アマゾンジャパン合同会社が定める、Amazon プライム会員規約に基づくものといたします。Amazon プライム会員規約の変更により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負いません。
- Amazon プライムのご利用にはクレジットカードの登録が必要です。
- Amazon ギフトカードは、Amazon サイト内での買い物でもご利用いただけます。

3. 契約の更新について

- ご契約期間満了 1 か月前を目途にご案内を送付します。同内容で契約を継続される場合、特段のお手続きは不要です。契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りのご案内に従って、所定の期間内にお手続きください。所定の期間内に契約種別の変更や解約のお手続きがない場合は、所定の期間の経過をもって、契約期間満了後も 1 年間同一条件で継続されるものといたします。

4. 契約種別の変更・解約について

- 契約期間途中で、お客さまにスタイルプラン P の適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から当初の契約終了日までの残存期間（1 か月未満の端数は切り捨てます。）に応じて、1 か月あたり 490 円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。
また、解約金はギフトカード番号のご使用有無にかかわらず請求いたします。

5. Amazon プライムの退会処理について

- スタイルプラン P の解約後、Amazon プライムの継続利用を希望されない場合は、お客さまにて、Amazon プライムの退会手続きを行ってください。
- Amazon プライムの退会手続きを行わない場合、当社が通知したギフトカード番号による Amazon プライムの利用期間終了後は、お客さまに Amazon プライム会費が課金されることとなりますので、ご注意ください。

6. お申込みについて

- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、お申込みを承諾できない場合があります。

7. 当社によるプラン変更・廃止について

- 当社は、Amazon プライム年会費が変更となった場合に、次の手順に従いスタイルプラン P の電気料金その他を変更することがあります。
 - (1) 当社は、事前に変更内容およびその適用開始日を書面、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。
 - (2) お客さまは、変更内容を承諾しない場合は、通知に記載の期間内までに、当社に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。需給契約の廃止により解約金が生じる場合、当社はこれをいたしません。
 - (3) お客さまより廃止の通知がない場合は、お客さまは変更内容を承諾したものとみなし、適用開始日より適用いたします。

8. その他

- 現在ご契約の料金メニューによっては、スタイルプラン P への変更によりデメリットが生じる場合があります。
- 詳細の運用等については、約款に定める通りといたします。
- 本プロモーションは大阪ガス株式会社による提供であり、本件に関するお問い合わせは Amazon ではお受けしておりません。お問い合わせは大阪ガス株式会社（0120-000-555 受付時間:全日 9 時～19 時）までご連絡ください。
- Amazon プライムの年会費は、大阪ガスが負担しています。
- Amazon、Amazon.co.jp、およびそれらのロゴは Amazon.com, Inc. またはその関連会社の商標です。

料金表

最低料金（最初の 15kWh まで）		単位	料金単価（税込）
		1 契約	855.64 円
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	20.46 円
	120kWh をこえ 360kWh まで		24.72 円
	360kWh をこえる分		28.59 円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	あり(490円(税込)×残存月数)

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

スタイルプラン d、d-B 要綱

1. 料金の特徴

- スタイルプラン d、d-B は、毎月の電気料金に応じて、d ポイントが付与されるプランです。

2. d ポイントの付与

- ポイントの付与を受けるには、d アカウントおよび d ポイントクラブ会員資格を保有している必要があります。
- 電気の需給開始後に、マイ大阪ガス経由で d アカウントの ID とパスワードを入力いただきます。お客さまが d アカウントの ID 等を入力しない場合、d ポイントは付与されません。
- d ポイントは、料金の算定後 2 週間を目途に株式会社 NTT ドコモより付与されます。その際に、当社から株式会社 NTT ドコモに対して、ご登録いただいたお客さまの情報を提供します。付与された d ポイントは、株式会社 NTT ドコモが提供する d ポイントクラブサイトにて確認することができます。
- お客さまがマイ大阪ガスに登録した d アカウントの ID が失効した場合や、d ポイントクラブを退会された場合その他の株式会社 NTT ドコモが定める d アカウント規約および d ポイントクラブ会員規約に定める d ポイントの付与のための条件を満たさなくなった場合、当該事由発生日以降、d ポイントは付与されません。なお、上記の事由により、d ポイントが付与されなくなった場合であっても、スタイルプラン d の契約は継続されます。
- お客さまがマイ大阪ガス経由で d アカウントの ID とパスワードを入力されない場合や、お客さまがマイ大阪ガスに登録した d アカウントが失効した場合、d アカウント規約および d ポイントクラブ会員規約に基づく d ポイントの付与のための条件を満たさなくなった場合、株式会社 NTT ドコモが d アカウント規約および d ポイントクラブ会員規約を変更した場合など、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。

<d ポイントの計算方法>

お客さまに付与される d ポイントは、毎月の電気料金に応じて、下表の乗率で計算いたします。なお、計算結果については、1 円を 1 ポイントと読み替えることといたします。

契約種別	※の計算結果	付与率
スタイルプランd	1,000円以上6,000円未満の場合	1%
	6,000円以上7,000円未満の場合	3%
	7,000円以上12,000円未満の場合	5%
	12,000円以上の場合	6%
スタイルプランd-B	1,000円以上20,000円未満の場合	1%
	20,000円以上40,000円未満の場合	3%
	40,000円以上60,000円未満の場合	5%
	60,000円以上の場合	6%

※お客さまに付与する d ポイントの計算に用いる金額は、電気供給約款に基づき算定された電気料金から燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び消費税等相当額を除いたものとなります。なお、消費税等相当額は、以下の算式により算定された金額とし、1 円未満の端数は切り捨てます。

$1 \text{ か月の使用電力量に基づき料金表によって算定された金額} \times 10 / 110$

また、d ポイントの計算に用いる金額は 1,000 円単位とし、1,000 円未満の端数は、100 円の位で切り捨てます。

3. その他

- d アカウントに関する事項および d ポイントクラブ会員として利用可能なサービスその他の d ポイントの内容に関する事項は、別途株式会社 NTT ドコモが定める d アカウント規約および d ポイントクラブ会員規約に基づくものとします。

スタイルプラン d 料金表

最低料金（最初の 15kWh まで）		単位	料金単価（税込）
		1 契約	522.57 円
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	20.20 円
	120kWh をこえ 300kWh まで		25.60 円
	300kWh をこえる分		28.58 円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

スタイルプラン d-B 料金表

基本料金		単位	料金単価（税込）
		1kVA	447.19 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	17.80 円
	120kWh をこえ 300kWh まで		21.01 円
	300kWh をこえる分		23.51 円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

電気を全く使用しなかった月は、基本料金に 45%の割合を乗じて算定した金額といたします。

スタイルプラン E-ZERO、E-ZEROB、E-ZERO 動力 要綱

1. 料金の特徴

- スタイルプラン E-ZERO は、電源の全量が、当社または当社の関連会社が保有および調達する FIT 電源[※]と非 FIT 電源（以下、「当該電源」といいます。）により構成されるプランです。また、あわせて当社が非化石証書を調達することで、供給する電気が実質的に再生可能エネルギー由来であるとの価値を付与するとともに、当該電気の CO2 排出量を実質的にゼロとします。

※当社がこの電気を調達する費用の一部は、当社のお客さま以外の方も含め、電気をご利用の全ての皆さまから集めた賦課金により賄われております。この電気は非化石証書を使用しない場合、再生可能エネルギーとしての価値や CO2 ゼロエミッション電源としての価値は有さず、火力発電なども含めた全国平均の電気の CO2 排出量を持った電気として扱われます。

2. お申込みについて

- 当社の供給余力の範囲を超えると考えられる場合、お申込みをお断りすることがあります。

3. 契約期間・更新について

- お客さまとの需給契約を開始した年については、需給開始日から需給開始日以降最初に到来する 3 月末日までとし、以降は 4 月 1 日から翌年の 3 月末日までとします。
- 契約期間満了に先立って、次の契約期間の契約内容についてご案内いたします。お客さまからの別段の申し出がない場合、当該条件にて契約を更新します。

4. 電源構成・非化石証書の計画値・実績値

- 本プランの販売電力量に占める当該電源および非化石証書の割合の計画値と実績値を、当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。

なお、2024 年度の計画値は、以下の通りです。

電源構成：FIT 電源・非 FIT 電源 100%

非化石証書：非化石証書（再エネ指定）100%

5. 免責事項

- 電力需給の状況によっては、当社が保有するその他の電源や、市場調達等の方法により、当該電源以外の電気を供給する場合があります。また、非化石証書の調達状況によっては特定電源価値を付与できない場合や、実質的に CO2 排出量がゼロとならない場合もあります。

スタイルプラン E-ZERO 料金表

最低料金（最初の 15kWh まで）		単位	料金単価（税込）
		1 契約	466.57 円
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	22.20 円
	120kWh をこえ 300kWh まで		25.99 円
	300kWh をこえる分		29.68 円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

解約金	なし
-----	----

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

スタイルプラン E-ZEROB 料金表

基本料金		単位	料金単価（税込）
		1kVA	415.51 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	18.37 円
	120kWh をこえ 300kWh まで		21.40 円
	300kWh をこえる分		24.15 円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

電気を全く使用しなかった月は、基本料金に 45%の割合を乗じて算定した金額といたします。

スタイルプラン E-ZERO 動力料金表

基本料金		単位	料金単価（税込）
		1kW	1,076.07 円
電力量料金	夏季料金	1kWh	16.34 円
	その他季料金		14.85 円

夏季：7 月～9 月のご使用分に適用

その他季：1 月～6 月および 10 月～12 月のご使用分に適用

動力用プラン単体でのお申込みはできません。

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所においてあわせて契約する従量電灯の最大需要容量または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること

- ③同一の需要場所において、同一の名義により、当社の従量電灯とあわせて契約すること。なお当該料金メニューの契約電力は、他社から切り替えられる場合、原則として、従前のご契約の終了時点の契約電力の値といたします。

電気を全く使用しなかった月の基本料金は半額といたします。

スタイルプラン E-SHARE 要綱

1. 料金の特徴

- スタイルプラン E-SHARE は、電源の全量が、余剰電力の売電が可能な家庭用コージェネレーションシステム（以下、「当該電源」といいます。）により構成されるプランです。

2. お申込みについて

- 当社の供給余力の範囲を超えると考えられる場合、お申込みをお断りすることがあります。

3. 契約期間・更新について

- お客さまとの需給契約を開始した年については、需給開始日から需給開始日以降最初に到来する 3 月末日までとし、以降は 4 月 1 日から翌年の 3 月末日までとします。
- 契約期間満了に先立って、次の契約期間の契約内容についてご案内いたします。お客さまからの別段の申し出がない場合、当該条件にて契約を更新します。

4. 電源構成の計画値・実績値

- 本プランの販売電力量に占める当該電源の割合の計画値と実績値を、当社のホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。
なお、2024 年度の計画値は、以下の通りです。
余剰電力の売電が可能な家庭用コージェネレーションシステム：100%

5. 免責事項

- 電力需給の状況によっては、当社が保有するその他の電源や、市場調達等の方法により、当該電源以外の電気を供給する場合があります。なお、当該電源以外の電気を供給した場合であっても、当社はその責めを負いません。

料金表

最低料金（最初の 15kWh まで）		単位	料金単価（税込）
		1 契約	519.16 円
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	20.00 円
	120kWh をこえ 300kWh まで		25.35 円
	300kWh をこえる分		28.30 円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ウイズ radiko プラン 要綱

1. 料金の特徴

- ウイズ radiko プランは、株式会社 radiko が提供する「radiko プレミアム会員」が付帯したプランです。radiko プレミアム会員の年間利用料金（月額 385 円（税込）×12 か月相当）は、お支払いいただく電気料金に含まれます。

2. radiko プレミアム会員クーポンコードについて

- radiko プレミアム会員クーポンコードは電気需給契約が成立し、需給開始となった日以降に、ハガキ等当社が適当と判断する方法で通知いたします。
- radiko の WEB サイト上にて、お客さまご自身で radiko プレミアム会員クーポンコードを入力していただくことにより、radiko プレミアム会員を 1 年間ご利用いただくことができます。
- radiko プレミアム会員クーポンコードを受け取られましたら、速やかに入力してください。なお、現在 radiko プレミアム会員の方は、既存の radiko プレミアム会員の契約を解約いただいたのちに、radiko プレミアム会員クーポンコードを入力いただく必要があります。
- お申込みから、radiko プレミアム会員クーポンコードの通知まで、最長で 2 か月程度を要します。あらかじめご了承ください。radiko プレミアム会員クーポンコード登録前に radiko プレミアム会員をご契約される場合、radiko プレミアム会員クーポンコードを登録するまでの期間の radiko プレミアム会員利用料金は、お客さまのご負担となります。ご注意ください。（さかのぼって radiko プレミアム会員クーポンコードを適用することはできません。）
- radiko プレミアム会員クーポンコードを登録後、radiko プレミアムクーポンコード有効期間中に radiko プレミアムを解約すると当該クーポンコードは無効となりますのでご注意ください。
- お客さまによる登録遅れや、郵便の遅配等、当社の責によらない事由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。
- radiko プレミアム会員クーポンコードの通知後は、事情に関わらず、新たな radiko プレミアム会員クーポンコードの発行及び返却はできません。あらかじめご了承ください。
- radiko プレミアム会員クーポンコードを当社のガス・電気料金等へ充当することはできません。
- radiko プレミアム会員のサービス内容については、株式会社 radiko が定める、ユーザー規約および会員規約に基づくものといたします。ユーザー規約および会員規約の変更により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負いません。

3. 契約の更新について

- ご契約期間満了 1 か月前を目途にご案内を送付します。同内容で契約を継続される場合、特段のお手続きは不要です。契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りするご案内に従って、お手続きください。
- ウイズ radiko プランの契約期間満了後、同内容で契約を継続される場合は、契約更新前に次の radiko プレミアム会員クーポンコードを通知いたします。次の radiko プレミアム会員クーポンコードに基づき radiko プレミアム会員を更新いただく場合は、入力してから 1 年間で新たな radiko プレミアム会員期間となります。radiko プレミアム会員期間中に、重ねて次の radiko プレミアム会員クーポンコードを入力することはできませんので、radiko プレミアム会員期間満了後に次の radiko プレミアム会員クーポンコードを入力してください。radiko プレミアム会員期間満了後は、次の radiko プレミアム会員クーポンコードを入力しない限り、radiko プレミアム会員のサービスはご利用できません。radiko プレミアム会員期間満了後、自動的に radiko プレミアム会員利用料金が課金されることはありません。

4. 契約種別の変更・解約について

- 契約期間途中で、お客さまにウイズ radiko プランの適用がなくなった場合は、原則として、適用がなく

なった日から当初の契約終了日までの残存期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に応じて、1か月あたり385円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。また、解約金はradikoプレミアム会員クーポンコードのご使用有無にかかわらず請求いたします。

5. お申込みについて

- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、お申込みを承諾できない場合があります。

6. 当社によるプラン変更・廃止について

- 当社は radiko プレミアム会員の年間利用料金に変更となった場合に、次の手順に従い ウィズ radiko プラン電気料金その他を変更することがあります。
 - (1) 当社は事前に変更内容およびその適用開始日を書面、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。
 - (2) お客さまは、変更内容を承諾しない場合は、通知に記載の期間内までに、当社に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。需給契約の廃止により解約金が生じる場合、当社はこれをいたしません。
 - (3) お客さまより廃止の通知がない場合は、お客さまは変更内容を承諾したものとみなし、適用開始日より適用いたします。

7. その他

- 現在ご契約の料金メニューによっては、ウィズ radiko プランへの変更によりデメリットが生じる場合があります。
- ウィズ radiko プラン限定の抽選特典のお申込みを希望される場合は、ウィズ radiko プランのお申込みとは別途、当社ホームページ内のウィズ radiko プラン抽選特典申込みフォームからお申込みください。
- 詳細の運用等については、約款に定める通りといたします。

料金表

最低料金（最初の 15kWh まで）		単位	料金単価（税込）
		1 契約	841.57 円
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	20.21 円
	120kWh をこえ 350kWh まで		24.75 円
	350kWh をこえる分		28.59 円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	あり(385円(税込)×残存月数)

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ウイズ ABEMA プラン 要綱

1. 料金の特徴

- ウイズ ABEMA プランは、株式会社 AbemaTV が提供する「ABEMA プレミアム」がセットになったプランです。ABEMA プレミアムの年間利用料金（月額 960 円（税込）×12 か月相当）は、お支払いいただく電気料金に含まれます。

2. ABEMA プレミアムクーポンコードについて

- ABEMA プレミアムクーポンコードは電気需給契約が成立し、需給開始となった日以降に、ハガキ等当が適当と判断する方法で通知いたします。
- ABEMA の WEB サイト上にて、お客さまご自身で ABEMA プレミアムクーポンコードを入力していただくことにより、ABEMA プレミアムを 1 年間ご利用いただくことができます（以下、「ABEMA プレミアム期間」といいます。）。
- 現在 ABEMA プレミアムをご契約中の方は、既存の ABEMA プレミアムの契約の解約手続きを行っていただく必要があります。既存の ABEMA プレミアムの契約を解約されない場合、月額費用が継続して発生しますのでご注意ください。なお、ABEMA プレミアムクーポンコードによる ABEMA プレミアム期間は、入力後ただちに開始されますので、入力にあたっては、既存の ABEMA プレミアムの利用可能期間をあらかじめご確認ください。利用期間の重複に対する返金等には応じかねます。ご注意ください。
- お申込みから、ABEMA プレミアムクーポンコードの通知まで、最長で 2 か月程度を要します。あらかじめご了承ください。ABEMA プレミアムクーポンコード登録前に ABEMA プレミアムをご契約される場合、ABEMA プレミアムクーポンコードを登録するまでの期間の ABEMA プレミアム利用料金は、お客さまのご負担となります。ご注意ください。（さかのぼって ABEMA プレミアムクーポンコードを適用することはできません。）
- お客さまによる登録遅れや、郵便の遅配等、当社の責によらない事由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。
- ABEMA プレミアムクーポンコードの通知後は、事情に関わらず、新たな ABEMA プレミアムクーポンコードの発行及び返却はできません。あらかじめご了承ください。
- ABEMA プレミアムクーポンコードを当社のガス・電気料金等へ充当することはできません。
- ABEMA プレミアムのサービス内容については、株式会社 AbemaTV が定める、利用規約および月額サービスガイドラインに基づくものといたします。利用規約および月額サービスガイドラインの変更により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責任を負いません。

3. 契約の更新について

- ご契約期間満了 1 か月前を目途にご案内を送付します。同内容で契約を継続される場合、特段のお手続きは不要です。契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りするご案内に従って、お手続きください。
- ウイズ ABEMA プランの契約期間満了後、同内容で契約を継続される場合は、契約更新前に次の ABEMA プレミアムクーポンコードを通知いたします。次の ABEMA プレミアムクーポンコードに基づき ABEMA プレミアムを更新いただく場合は、入力してから 1 年間が新たな ABEMA プレミアム期間となります。ABEMA プレミアム期間中に、重ねて次の ABEMA プレミアムクーポンコードを入力することはできませんので、ABEMA プレミアム期間満了後に次の ABEMA プレミアムクーポンコードを入力してください。ABEMA プレミアム期間満了後は、次の ABEMA プレミアムクーポンコードを入力しない限り、ABEMA プレミアムのサービスはご利用できません。ABEMA プレミアム期間満了後、自動的に ABEMA プレミアム利用料金が課金されることはありません。

4. 契約種別の変更・解約について

- 契約期間途中で、お客さまにウィズ ABEMA プランの適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から当初の契約終了日までの残存期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に応じて、1か月あたり960円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。また、解約金は ABEMA プレミアムクーポンコードのご使用有無にかかわらず請求いたします。
- お客さまにウィズ ABEMA プランの適用がなくなった場合でも、ABEMA プレミアムクーポンコードに基づく ABEMA プレミアム期間満了までは、引き続き ABEMA プレミアムをご利用いただけます。

5. お申込みについて

- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、お申込みを承諾できない場合があります。

6. 当社によるプラン変更・廃止について

- 当社は ABEMA プレミアムの年間利用料金に変更となった場合に、次の手順に従い ウィズ ABEMA プラン電気料金その他を変更することがあります。
 - (1) 当社は事前に変更内容およびその適用開始日を書面、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。
 - (2) お客さまは、変更内容を承諾しない場合は、通知に記載の期間内までに、当社に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。需給契約の廃止により解約金が生じる場合、当社はこれをいたしません。
 - (3) お客さまより廃止の通知がない場合は、お客さまは変更内容を承諾したものとみなし、適用開始日より適用いたします。

7. その他

- 現在ご契約の料金メニューによっては、ウィズ ABEMA プランへの変更によりデメリットが生じる場合があります。
- 詳細の運用等については、約款に定める通りといたします。

料金表

最低料金（最初の 15kWh まで）		単位	料金単価（税込）
		1 契約	1,210.44 円
電力量料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	20.21 円
	120kWh をこえ 370kWh まで		23.69 円
	370kWh をこえる分		28.59 円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	あり(960円(税込)×残存月数)

【適用範囲】

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

JO1 でんき 要綱

1. 料金の特徴

- JO1 でんきは、当社および吉本興業株式会社が開催する、ご契約者さま限定の JO1 でんきオンラインイベント（以下、「オンラインイベント」という。）が視聴できる JO1 でんきシリアルコード（以下、「シリアルコード」という。）、および JO1 でんきオリジナルグッズ（以下、「オリジナルグッズ」という。）が付帯したプランです。

2. シリアルコードについて

- 電気需給契約が成立し、需給開始となった日以降に、シリアルコードを、ハガキ等当社が適当と判断する方法で通知いたします。
- シリアルコードを利用いただくには、株式会社 Fanplus が提供する、Plus member ID が必要です。
- シリアルコード通知ハガキに記載されている所定の登録方法にて、お客さまご自身でシリアルコードを入力していただきます。
- シリアルコードを入力することで、オンラインイベントを 1 公演視聴することができます。
- シリアルコードを受け取られましたら、速やかに入力してください。
- お客さまによる登録遅れや、郵便の遅配等、当社の責によらない事由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。
- お申込みから、シリアルコードの通知まで、最長で 2 か月程度を要します。あらかじめご了承ください。
- シリアルコードの通知後は、事情に関わらず、新たなシリアルコードの発行及び返却はできません。あらかじめご了承ください。
- オンラインイベントに関する事項は、当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表します。
- オンラインイベントは原則として年 1 回開催されます。需給契約の成立のタイミングによっては、オンラインイベントが当該契約期間内に開催されない場合がございます。なお、シリアルコードは当該契約期間終了後も使用可能です。
- 非常変災等やむをえない理由により、イベントを延期または中止する場合があります。この場合は、当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法によりご案内いたします。

3. オリジナルグッズについて

- オリジナルグッズは、電気需給契約が成立し、需給開始となった日以降に、当社が適当と判断する方法で送付いたします。
- 配送業者の事情による遅配等、当社の責によらない事由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。
- お申込みから、オリジナルグッズの送付まで、最長で 3 か月程度を要します。あらかじめご了承ください。
- オリジナルグッズの内容は当社のホームページに掲載する方法その他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- オリジナルグッズの内容は原則として 1 年ごとに変更いたします。変更内容は、あらかじめ当社のホームページに公表いたします。
- 需給契約の成立のタイミングによっては、お申込み時点と異なるオリジナルグッズが送付される場合があります。
- 年間で複数回申込み・解約を繰り返した場合など、当社が適当でないと判断した場合、オリジナルグッズの送付を遅らせることがあります。あらかじめご了承ください。
- オリジナルグッズの送付後は、当社に責がある場合を除き再送付・返却および交換はできません。当社に責がある場合であっても、使用状況または在庫状況等によっては交換に応じられないことがあります。あらかじめご了承ください。

4. 抽選特典について

- 抽選特典付与の対象となるお客さまは、当社が原則として1年間に一度行う、抽選により決定するものとします。抽選の対象となるのは、抽選時点で需給契約の成立しているお客さまに限りです。なお、お客さまのお申込みから需給契約の成立まで時間を要することがありますので、ご了承ください。
- 抽選特典の内容は、当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断する方法により公表いたします。
- 抽選特典の内容は、変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 抽選の結果については、郵送その他当社が適当と判断する方法により当選されたお客さまのみに通知するものとします。郵便の遅配等、当社の責によらない事由により、お客さまに不利益が生じた場合、当社はその責任を負いません。

5. 契約の更新について

- ご契約期間満了1か月前を目途にご案内を送付します。同内容で契約を継続される場合、特段のお手続きは不要です。契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りのご案内に従って、所定の期間内にお手続きください。所定の期間内に契約種別の変更や解約のお手続きがない場合は、所定の期間の最終時点をもって、契約期間満了後も1年間同一条件で継続されるものといたします。
- 契約の更新にあたって、新たなシリアルコードをお客さまに通知し、新たなオリジナルグッズをご送付いたします。なお、オリジナルグッズの送付まで、最長で3か月程度を要します。ご了承ください。

6. 契約種別の変更・解約について

- 契約期間途中で、お客さまにJO1でんきの適用がなくなった場合は、原則として、適用がなくなった日から当初の契約期間満了日までの残存期間（1ヶ月未満の端数は切り捨てます。）に応じて、1か月あたり330円を乗じた金額を当社にお支払いいただきます。また、解約金はシリアルコードのご使用有無に関わらず請求いたします。

7. お申込みについて

- 当社が適当でない判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、申込みを承諾できない場合があります。

8. 当社によるプラン変更・廃止について

- 当社はシリアルコードやオリジナルグッズの利用料金に変更となった場合に、次の手順に従いJO1でんき電気料金その他を変更することがあります。
 - (1) 当社は事前に変更内容およびその適用開始日を書面、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。
 - (2) お客さまは、変更内容を承諾しない場合は、通知に記載の期間内までに、当社に対して廃止を通知することで需給契約を廃止することができます。需給契約の廃止により解約金が生じる場合、当社はこれをいたしません。
 - (3) お客さまより廃止の通知がない場合は、お客さまは変更内容を承諾したものとみなし、適用開始日より適用いたします。

9. その他

- お客さまの需要場所によって、適用される料金および供給条件等が異なりますので、約款やパンフレット等にてあらかじめご確認ください。
- 現在ご契約の料金メニューによっては、JO1でんきへの変更によりデメリットが生じる場合があります。詳細の運用等については、約款に定めるとおりといたします。

料金表

<北海道エリア>

区分		単位	料金単価 (税込)
基本料金	契約電流10アンペア	1契約につき	817.60円
	契約電流15アンペア		1,018.90円
	契約電流20アンペア		1,220.20円
	契約電流30アンペア		1,622.80円
	契約電流40アンペア		2,025.40円
	契約電流50アンペア		2,428.00円
	契約電流60アンペア		2,830.60円
電力量料金	120kWhまでの1kWhにつき	1kWhにつき	34.28円
	120kWhをこえ360kWhまでの1kWhにつき		41.64円
	360kWhをこえる1kWhにつき		45.36円

<東北エリア>

区分		単位	料金単価 (税込)
基本料金	契約電流10アンペア	1契約につき	729.60円
	契約電流15アンペア		914.40円
	契約電流20アンペア		1,099.20円
	契約電流30アンペア		1,468.80円
	契約電流40アンペア		1,838.40円
	契約電流50アンペア		2,208.00円
	契約電流60アンペア		2,577.60円
電力量料金	120kWhまでの1kWhにつき	1kWhにつき	29.34円
	120kWhをこえ360kWhまでの1kWhにつき		35.95円
	360kWhをこえる1kWhにつき		40.32円

<中部エリア>

区分		単位	料金単価 (税込)
基本料金	契約電流10アンペア	1契約につき	731.04円
	契約電流15アンペア		889.07円
	契約電流20アンペア		1,047.09円
	契約電流30アンペア		1,363.14円
	契約電流40アンペア		1,679.18円
	契約電流50アンペア		1,995.23円
	契約電流60アンペア		2,311.28円
電力量料金	120kWhまでの1kWhにつき	1kWhにつき	20.94円
	120kWhをこえ360kWhまでの1kWhにつき		24.71円
	360kWhをこえる1kWhにつき		28.65円

<北陸エリア>

区分		単位	料金単価 (税込)
基本料金	契約電流10アンペア	1契約につき	716.04円
	契約電流15アンペア		866.57円
	契約電流20アンペア		1,017.08円
	契約電流30アンペア		1,318.13円
	契約電流40アンペア		1,619.17円
	契約電流50アンペア		1,920.21円
	契約電流60アンペア		2,221.26円
電力量料金	120kWhまでの1kWhにつき	1kWhにつき	30.67円
	120kWhをこえ360kWhまでの1kWhにつき		33.52円
	360kWhをこえる1kWhにつき		36.46円

<関西エリア>

最低料金 (最初の15kWhまで)		単位	料金単価 (税込)
		1契約	881.57円
	15kWhをこえ120kWhまで	1kWhにつき	20.21円
	120kWhをこえ360kWhまで		24.69円
	360kWhをこえる分		28.59円

<中国エリア>

最低料金 (最初の15kWhまで)		単位	料金単価 (税込)
		1契約	1,098.92円
	15kWhをこえ120kWhまで	1kWhにつき	32.75円
	120kWhをこえ360kWhまで		38.50円
	360kWhをこえる分		41.55円

<四国エリア>

最低料金 (最初の11kWhまで)		単位	料金単価 (税込)
		1契約	1,095.73円
	11kWhをこえ120kWhまで	1kWhにつき	30.46円
	120kWhをこえ360kWhまで		36.40円
	360kWhをこえる分		40.78円

<九州エリア>

区分		単位	料金単価 (税込)
基本料金	契約電流10アンペア	1契約につき	688.61円
	契約電流15アンペア		845.91円
	契約電流20アンペア		1,000.22円
	契約電流30アンペア		1,292.83円
	契約電流40アンペア		1,585.44円

	契約電流50アンペア		1,878.05円
	契約電流60アンペア		2,170.66円
電力量料金	120kWhまでの1kWhにつき	1kWhにつき	18.30円
	120kWhをこえ360kWhまでの1kWhにつき		23.20円
	360kWhをこえる1kWhにつき		26.97円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	あり（330円(税込)×残存月数）

【適用範囲】

<北海道・東北・中部・北陸・九州エリア>

- ① 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約電流と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、10 アンペアを1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

<関西・中国・四国エリア>

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

節電オプション実施要項

本節電オプション実施要項（以下、「本要項」といいます。）は、電気供給約款に基づき、当社と電気需給契約を締結するお客さま向けの節電オプション（2(2)参照）について定めたものです。

1. 本要項の実施期日

- 本要項は、2023年6月13日から実施いたします。

2. 定義

- 本要項において、電気供給約款3（定義）に定めがある言葉はその意味で使用し、次の言葉は、それぞれ次の意味で使用いたします。
 - (1) 節電
電気のご使用量を無理のない範囲で節約いただくことをいいます。
 - (2) 節電オプション
6に定める節電行動に取り組んでいただいたお客さまに、節電した電力量（以下、「節電量」といいます。）に応じて、節電の協力へのお礼として7に定めるポイントを付与する無料のオプションをいいます。
 - (3) 冬季
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。
 - (4) マイ大阪ガスポイント
当社が運営する会員制サイト「マイ大阪ガス」において、ご利用いただいたサービスに応じて付与されるポイントをいいます。
 - (5) スマイLINK ボーナス
当社が運営するデジタルプラットフォーム「スマイLINK」において利用できるポイントをいいます。

3. 適用条件

- 節電オプションは、電気供給約款1（適用）(2)に定める関西エリアにおいて、当社と電気需給契約を締結するお客さまに、お客さまのお申込みにもとづき適用いたします。

4. 節電オプションの種別

- 節電オプションの種別は以下の2つとし、お客さまのお申込みにもとづき、以下のいずれかを適用いたします。

節電オプションの名称	付与されるポイント
節電オプション MO	マイ大阪ガスポイント
節電オプション SL	スマイLINK ボーナス

5. 節電オプションの申込み、変更、終了および適用開始時期

- 節電オプションの適用を希望される場合は、電気供給約款Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。また、節電オプションの変更および終了を希望される場合は、電気供給約款Ⅵ（契約の変更および終了）の定めにも準ずるものといたします。
- お客さまが新たに電気需給契約を希望され、合わせて節電オプションの申込みをされる場合の節電オプションの適用開始日は、電気の需給開始日といたします。また、すでに当社との電気需給契約を締

結されているお客さまが新たに節電オプションのみの申込みをされる場合の適用開始日は、お客さまのお申込みを当社が承諾した後の最初の検針日といたします。
また、節電オプションの変更および終了を希望される場合の変更後の節電オプションの適用開始日および終了日は、必要な手続きが完了した日といたします。

6. 節電行動

- 節電を行う日時（以下、「節電要請期間」といいます。）は、夏季および冬季のそれぞれの期間中において、当社が任意で所定の日時を設定し、節電オプションを適用するお客さまに節電に取り組んでいただきます。節電要請期間は、電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。ただし、電気需給の状況等によっては、夏季および冬季のそれぞれの期間中に一度も節電要請期間を設定しない場合があります。
- 節電オプションを適用するお客さまには、無理のない範囲で節電に取り組んでいただきます。節電に取り組んでいただくことによって、お客さまに体調不良や損害が生じた場合であっても、当社はその責めを負いません。

7. 節電の協力へのお礼

- 当社は、6に定める節電行動による節電量に応じて、節電の協力へのお礼としてお客さまにポイントを付与いたします。

(1) 節電量の計算

イ 節電量は□に基づき設定される、お客さまごとの標準的な使用量から節電要請期間における実際の使用量を差し引いた残りの値といたします。

□ 標準的な使用量は、お客さまごとの過去の電気の使用実績を活用し、経済産業省の「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン（以下、「ガイドライン」といいます。）」参考1に定める1. 1標準ベースライン（「High 4 of 5（当日調整あり）」）(1)に準じて、節電要請期間に設定した日の、直近5日間（①のただし書の除外条件は適用しないもの）といたします。ただし、節電要請期間に設定した日が連続する場合は、連続する数日間のいずれの日も、初日の直近5日間を対象に算定いたします。

(2) 節電の協力へのお礼

イ お礼の内容

(1)に定める節電量に応じて、マイ大阪ガスポイントまたはスマイ LINK ボーナスを付与いたします。付与するポイントの量は、次の通りといたします。

単位	付与するポイント
節電量1kWhにつき	10ポイント

□ 付与時期

ポイントは、原則として節電に取り組んだ日の属する月の2か月後の月末に付与いたします。なお、ポイントは、当社が当該ポイントにかかる節電量の計算を行う時点で適用されている節電オプションの種別に基づき、マイ大阪ガスポイントまたはスマイ LINK ボーナスを付与いたします。マイ大阪ガスポイントまたはスマイ LINK ボーナスの付与をもってポイント付与の通知に代えるものといたします。

ハ 付与条件

ポイント付与時点で当社との電気需給契約を解約されている場合、節電オプションを解約されている場合、お客さまがマイ大阪ガスの本会員登録を実施されていない場合およびマイ大阪ガスポイントまたはスマイ LINK ボーナスの付与のための条件を満たしていない場合は、ポイントを付与することはできません。それぞれのポイントの付与のための条件に関する事項は、本要項に別段の定めがある場合を除き、マイ大阪ガスご利用規約およびスマイ LINK ご利用規約によるものとします。お客さまがマイ大阪ガスの本会員登録を実施されない場合や、ポイント付与のための条件を満たさなくなった場合等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。

8. 節電オプション実施要項の変更

- 当社は、ガイドラインの改定により本要項の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合に、本要項の記載事項を変更することがあります。この場合は、変更後の節電オプション実施要項を当社のホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。

9. その他

- 本要項に定めのない事項は、電気供給約款によるものといたします。

ベースプラン(北海道・東北・中部・北陸・中国・四国・九州)料金表

ベースプラン A 料金表

<中国エリア>

最低料金（最初の15kWhまで）		単位	料金単価（税込）
		1契約	647.68円
	15kWhをこえ120kWhまで	1kWhにつき	32.75円
	120kWhをこえ300kWhまで		39.43円
	300kWhをこえる分		41.55円

<四国エリア>

最低料金（最初の11kWhまで）		単位	料金単価（税込）
		1契約	662.88円
	11kWhをこえ120kWhまで	1kWhにつき	30.46円
	120kWhをこえ300kWhまで		37.04円
	300kWhをこえる分		38.41円

ベースプラン B 料金表

<北海道エリア>

区分		単位	料金単価（税込）
基本料金	契約電流10アンペア	1契約につき	400.60円
	契約電流15アンペア		600.90円
	契約電流20アンペア		801.20円
	契約電流30アンペア		1,201.80円
	契約電流40アンペア		1,602.40円
	契約電流50アンペア		2,003.00円
	契約電流60アンペア		2,403.60円
電力量料金	120kWhまでの1kWhにつき	1kWhにつき	34.28円
	120kWhをこえ280kWhまでの1kWhにつき		40.38円
	280kWhをこえる1kWhにつき		43.99円

<東北エリア>

区分		単位	料金単価（税込）
基本料金	契約電流10アンペア	1契約につき	369.60円
	契約電流15アンペア		554.40円
	契約電流20アンペア		739.20円
	契約電流30アンペア		1,108.80円

	契約電流40アンペア		1,478.40円
	契約電流50アンペア		1,848.00円
	契約電流60アンペア		2,217.60円
電力量料金	120kWhまでの1kWhにつき	1kWhにつき	29.34円
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		35.44円
	300kWhをこえる1kWhにつき		39.04円

<中部エリア>

	区分	単位	料金単価 (税込)
基本料金	契約電流10アンペア	1契約につき	316.04円
	契約電流15アンペア		474.07円
	契約電流20アンペア		632.09円
	契約電流30アンペア		948.14円
	契約電流40アンペア		1,264.18円
	契約電流50アンペア		1,580.23円
	契約電流60アンペア		1,896.28円
電力量料金	120kWhまでの1kWhにつき	1kWhにつき	20.94円
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		25.03円
	300kWhをこえる1kWhにつき		27.15円

<北陸エリア>

	区分	単位	料金単価 (税込)
基本料金	契約電流10アンペア	1契約につき	300.68円
	契約電流15アンペア		451.02円
	契約電流20アンペア		601.37円
	契約電流30アンペア		902.05円
	契約電流40アンペア		1,202.74円
	契約電流50アンペア		1,503.42円
	契約電流60アンペア		1,804.11円
電力量料金	120kWhまでの1kWhにつき	1kWhにつき	30.67円
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		34.54円
	300kWhをこえる1kWhにつき		36.24円

<九州エリア>

	区分	単位	料金単価 (税込)
基本料金	契約電流10アンペア	1契約につき	292.61円
	契約電流15アンペア		438.91円
	契約電流20アンペア		585.22円
	契約電流30アンペア		877.83円
	契約電流40アンペア		1,170.44円
	契約電流50アンペア		1,463.05円

	契約電流60アンペア		1,755.66円
電力量料金	120kWhまでの1kWhにつき	1kWhにつき	18.30円
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		23.80円
	300kWhをこえる1kWhにつき		25.07円

燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし
解約金	なし

【適用範囲】

<北海道・東北・中部・北陸・九州エリア>

- ① 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約電流と動力契約の契約上使用できる最大電力（キロワット）との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

<関西・中国・四国エリア>

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 使用する最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。